

○名取市議会ツイッター運用ガイドライン

平成28年12月2日
議会広報特別委員会決定

1 目的

名取市議会の情報について、高い情報拡散性を有するツイッターを活用した発信を行うため、ツイッターアカウントの取得及び運用に関して必要な事項を定める。

2 アカウント

名取市議会（natori_gikai）とする。

3 アカウント管理者及び投稿責任者

アカウント管理者は名取市議会議長とし、投稿責任者は議会広報特別委員会委員長とする。

4 運用

(1) 投稿

ア 投稿は、以下の内容について投稿責任者の指示により議会事務局において行う。

- ・定例会及び臨時会に関する情報
- ・常任委員会、特別委員会等の会議に関する情報
- ・市議会からのお知らせ
- ・その他投稿責任者が必要と認める情報

イ 投稿する時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、アカウント管理者が必要と認めた場合はその限りではない。

(2) 返信

発信内容についての個別の意見等に対しては返信しない。

(3) フォロー・リツイート

原則として、名取市議会アカウントにおいてフォロー及びリツイートは行わない。ただし、国または地方公共団体など、公共性の高い組織等が運営するアカウントで、アカウント管理者が特に必要と認める場合はこの限りではない。

フォローを受けた場合は、原則として拒否（ブロック）しない。ただし、本市議会におけるツイッター運用に対する明らかな妨害または妨害と判断できる場合、及び悪質なスパム行為と判断できる場合はこの限りではない。

(4) 利用者に対する禁止事項

次に掲げる行為は禁止する。ユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合、アカウントのブロックやフォローを解除する。

- ・本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするもの
- ・名取市議会または第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷するもの
- ・名取市議会または第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害するもの
- ・信憑性、信頼性のない情報または噂や風評等を助長させるもの

- ・わいせつな内容、その他公序良俗に反するもの
- ・他のユーザーまたは第三者等に成りすますもの
- ・投稿が広告・宣伝的なもの
- ・ツイッター社が定める不正行為に該当するもの
- ・その他管理者が不適切と判断するもの

5 乗っ取り・成りすましへの対応

本アカウントが乗っ取られた場合及び成りすましを発見した場合は、速やかにツイッターサポートに連絡し対応を要請するとともに、名取市議会ホームページでアカウントを明記した上で注意を促すものとする。

6 停止または削除

ツイッターの運用が困難と判断される場合には、名取市議会ホームページに明記した上で速やかにツイッターを停止またはアカウントを削除するものとする。

7 免責事項

次に掲げる事項については免責されたものとする。本アカウントを利用するユーザーは、本免責事項の内容を承諾したものとみなすものとする。

- ・投稿した情報の正確性には細心の注意を払っているが、名取市議会はそれを保障する義務を負わない。
- ・ユーザーが本アカウントを利用したこと、もしくは利用できなかったことによって生じるいかなる損害及び損失について、名取市議会は一切の責任を負わない。
- ・本アカウントに関連してユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブル、紛争が発生した場合であっても、名取市議会は一切の責任を負わない。

8 順守事項

このガイドラインのほか、ツイッターサービス利用規約、関連法令、関連条例等を順守すること。

附 則（平成28年12月2日議会広報特別委員会決定）

このガイドラインは平成28年12月2日から施行する。

お問い合わせ

名取市議会事務局 電話：022-384-2109